

未だ開示しない黒塗りの資料を開示せよ！

2017年6月26日 東京地裁第2回公判



48名もの支援者で、傍聴席を埋めつくす！！

勝ち取る会ニュース No.2

六月二六日（月）、東京地裁立川支部第四〇四号法廷において「指導力不足教員」認定に関する第二回公判が行われました。傍聴席があふれる四八名もの支援者に見守られ、公判が始まりました。

今回から裁判官が三名となった公判ではまず、被告代理人（都教委・市教委）から「指導力不足教員」認定に関する資料が原告側に渡されました。

そのあと、原告弁護団の橋詰弁護士は、開示された資料が、認定理由として不明確な内容であることや改善されていることが黒塗りされていたことは問題であることを指摘しました。

また、認定を行う都教委の審査委員の意見など、まだ開示されていない資料の開示を求めました。

それに対し、都教委弁護団は、「審査委員の意見の開示は難しい」と回答しました。すぐに、原告弁護団の尾林弁護士が原告の解雇にもつなげる大きな問題であり、審査委員の意見は重要

であるとして、開示するように主張しました。結果、都教委側が一ヶ月以内に回答をすることが決まりました。

次回法廷が九月一日（月）となり閉廷しました。

閉廷後、裁判所前で弁護団から今回公判の説明や、開示された認定理由が理由にならないこと、あいまいであることなどの話がありました。「勝ち取る会」工藤会長さんも東京都教育委員会が実施しているこの制度そのものの問題について話しました。現在、公正な申請と適正な判決を求め署名をお願いしています。



二〇一二年に府中市の小学校に異動したAさんは、二〇一四年四月に校長の判断で、「指導力不足教員」として申請されました。研修センターでの勤務を余儀なくされ、子どもと切り離されています。

復帰が叶わなければ分限免職に追い込まれます。

二〇一七年三月、東京地裁立川支部に損害賠償を求め校長・市教委・都教委、また研修センターの対応を提訴しました。

二〇一七年四月の初公判で本人が法廷で意見陳述を読みあげました。原告弁護団が黒塗りの認定理由資料を開示するように要請しました。その結果、五月に黒塗りの一部の資料が開示されました。

しかし、内容は事実誤認や認定理由が不明確なもの、認定理由と言えないものばかりです。